

議案第48号

関市国民健康保険税条例の一部改正について

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免の特例に関する規定を設けるため、この条例を定めようとする。

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険税条例（昭和33年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免）

19 第14条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、令和元年度分及び令和2年度分の保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和2年1月以前の月分の保険税を除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

（2） 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、生計を主として維持する者の事業収入等（所得税法第26条第2項に規定する不動産所得に係る総収入金額、同法第27条第2項に規定する事業所得に係る総収入金額、同法第28条第2項に規定する給与等の収入金額又は同法第32条第3項に規定する山林所得に係る総収入金額をいう。）の減少が見込まれる世帯であって、規則で定める要件に該当するもの

20 第14条第2項の規定は、前項の規定による保険税の減免の申請について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第19項」と、「納期限まで」とあるのは「規則で定める期限まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。